

教 生 学 第 478 号

平 成 29 年 9 月 7 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）  
学 校 教 育 局 健 康 ・ 体 育 課 長  
学 校 教 育 局 義 務 教 育 課 長

教育・保育施設等における事故防止の徹底について（通知）

このことについて、内閣府子ども・子育て本部参事官及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課長から別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

については、管内の市町村教育委員会及び幼稚部を設置する道立特別支援学校に対し、平成 28 年 6 月 10 日付け教生学第 255 号において通知した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」及び平成 29 年 5 月 10 日付け教健体第 120 号において通知した「水泳等の事故防止について」を踏まえ、管内の教育・保育施設等において安全管理及び事故防止の徹底が図られるよう、改めて周知願います。

（生徒指導・学校安全グループ）  
学校保健・体育グループ  
義 務 教 育 グ ル ー プ



府子本第 715 号  
29 初幼教第 6 号  
平成 29 年 9 月 1 日

各都道府県認定こども園担当部局  
各都道府県私立学校主管部（局） の長 殿  
各都道府県教育委員会  
各指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局

内閣府子ども・子育て本部参事官  
（公 印 省 略）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
（公 印 省 略）

教育・保育施設等における事故防止の徹底について（通知）

教育・保育施設等における事故防止については、従来より、通知等により適切な指導をお願いしています。

特に、プール活動・水遊びを行う場合の事故防止については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日付け府子本第 192 号、27 文科第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号。以下、「ガイドライン」という。）や「水泳等の事故防止について」（平成 29 年 4 月 28 日付け 29 ス庁第 99 号）等により、十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組等を示しているところです。

今般、認可保育園におけるプール活動において、死亡事故が発生しました。保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設のみならず、管内の教育・保育施設等において安全管理及び事故防止の徹底がなされるよう、ガイドラインその他通知について、あらためて周知をお願いします。

（参考）平成 29 年 8 月 29 日付け子保発 0829 第 1 号「保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」

子保発0829第1号  
平成29年8月29日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省 子ども家庭局 保育課長  
（公 印 省 略）

保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）における事故防止については、従来より、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（以下「ガイドライン」という。）」（平成28年3月31日付け府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号）等により、関係機関、市区町村及び各施設・事業者へのガイドラインの周知をお願いしています。

特に、プール活動・水遊びを行う場合の事故防止については、「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成29年6月16日付け雇児保発0616第1号）により、ガイドラインの周知を図るとともに、「水泳等の事故防止について」（平成29年4月28日付け29ス庁第99号）を参考にして、管内の保育所等及び市区町村に対して、安全管理及び事故防止の徹底を周知するよう、お願いしたところです。

今般、認可保育園でのプール活動において、死亡事故が発生したことから、ガイドライン及び上記通知について、再度の周知をお願いいたします。また、今般の事案は、監視に当たっていた保育士が遊具を撤去している間に児童が水に浮いた状態で発見され、その後死亡したとの報告を受けていることから、特に、ガイドラインで示されている「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」に御留意の上、管内の保育所等及び市区町村に対して、安全管理及び事故防止の徹底を再度周知するよう、お願いいたします。

(参考)

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

【事故防止のための取組み】 ～施設・事業者向け～

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline1.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf)

【事故防止のための取組み】 ～地方自治体向け～

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline2.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline2.pdf)

【事故発生時の対応】 ～施設・事業者、地方自治体共通～

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline3.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf)

「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(通知)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000125859.pdf>

「水泳等の事故防止について」(通知)

[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/hakusho/nc/1385296.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1385296.htm)

(「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」より抜粋)

#### プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等